

# 平成30年度事業計画

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会

社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会  
平成30年度事業計画

I 基本方針

障害者差別解消法の施行により、障害のある人への差別をなくし障害のある人もない人も共に生きる社会を目指すことで、障害は社会のあり方との関係で生じるという社会モデルの考え方が徐々に浸透してきている。障害者が真に共生を実感できる社会となるには、多くの方々の理解と具体的な行動の積み重ねが必要であり、障害があることで気づくことや、その気づきを大切に育てていくことのできる社会が共に生きる社会へとつながっていく。

我々が目指す社会は、すべての人の人権や尊厳が守られ、自己選択と自己決定による自立した暮らしの実現と、障害に対する社会的障壁が取り除かれた共生社会である。障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供が当たり前のこととして受け入れられ、それを定着させることが今後の課題であり、障害者差別解消法を根づかせ成長させることが我々障害者団体としての役割の一つであると認識しながら、これからの活動につなげていくことが重要である。

当法人は、この基本方針を踏まえ、平成30年度において障害者支援施設の経営をはじめとした以下の事業を実施することによって、障害者の権利実現と尊厳を推進するとともに、更なる活動の強化と充実を図る。

( 事業推進の重点目標 )

- 1 障害者支援施設秋田ワークセンターを利用する方々に、日常生活の介護や就労のための支援を行うことにより、自立と社会参加の促進を図る。
- 2 障害者の地域生活を支援することを目的に、共同生活援助（短期入所併設）事業所「コミュニティライフサポート谷内佐渡ホーム」の運営に取り組む。
- 3 障害者の自立更生の環境づくりに努めるとともに、社会参加の促進を図る。
- 4 市町村身体障害者協会の組織強化と活動の活性化を図り、地域福祉の推進に貢献する。
- 5 サービス管理責任者等の人材育成事業を推進し、障害者福祉の充実に寄与する。
- 6 身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者を統合した事業の推進を図る。
- 7 社会福祉法改正の趣旨に基づき、社会福祉法人としての責務の重要性を踏まえながら地域の福祉課題に取り組む。

## II 運営計画

当法人の運営のため、次の会議等を開催する。

- 1 正副会長会議 (年5回)
- 2 評議員会 (年2回)
- 3 理事会 (年5回)
- 4 監査 (年1回)
- 5 負担金検討委員会 (年5回)

## III 事業計画

### 1 障害者支援施設秋田ワークセンターの経営

「障害者の尊厳と社会参加」を基本理念に、「個人の尊厳に基づく自立支援」の確立と「障害者自らが創る自由でいきいきとした生活空間の創造」実現に向けて、利用者の立場に沿った充実した個別支援計画に基づく障害福祉サービスの提供を行う。

【詳細は6ページ以降に掲載】

### 2 秋田ワークセンター相談支援事業所の経営

利用者がより豊かで満ち足りた生活を送れるよう利用者の要望やその有する能力及び適性に応じるとともに、利用者の心身の状況や置かれている環境等に配慮し、充実した障害福祉サービスを受けられるようきめ細やかな相談支援を行う。

【詳細は14ページ以降に掲載】

### 3 共同生活援助（短期入所併設）事業所コミュニティライフサポート谷内佐渡ホームの経営

身体障害者及び知的障害者の地域生活を支援し、障害者が地域で安心して暮らすことができる拠点の場として共同生活援助事業所を開設し、障害福祉サービスの提供を行う。

【詳細は16ページ以降に掲載】

### 4 社会参加の促進及び地域福祉の充実を図る事業の実施

#### (1) 市町村身体障害者協会長・事務担当者等会議の開催

県協会の主要事業の説明や市町村協会の活動についての情報交換等を行う。

【6月、北秋田市・秋田市・横手市】

(2) 会報「身障秋田」の発行

全会員や関係各位に事業計画や予算・決算や主要な事業等の情報提供を行う。

【年2回】

(3) その他の事業

①身体障害者ジパング倶楽部に関する事務

②秋田県障害者スポーツ協会が実施する事業への協力

5 受託事業の実施

(1) 障害者県地域生活支援事業

①日常生活支援

(ア) オストメイト社会適応訓練事業

ストマ用装具を装着している方々に、装具の使用等について正しい知識を付与するとともに、社会生活に必要な基本的事項について相談に応ずることにより、社会復帰を推進する。

【県内4か所で開催】

(イ) 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業

喉頭を摘出し音声機能を喪失した方々に発声訓練を行うとともに、発声訓練に携わる指導者を養成する。

【県内3か所で週1回実施、指導者講習会への派遣】

②社会参加支援

(ア) 秋田県障害者社会参加推進センター運営事業

障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進する。

・推進協議会の開催

・秋田県障害者社会参加推進センターホームページの運営

・障害者110番の設置・運営

障害者の権利擁護にかかる相談等に対応するため相談窓口を常設し、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成し専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関に依頼し、障害者が抱える問題を解決することにより障害者の福祉の増進を図る。

【月曜日から金曜日の9時から16時まで、時間外は留守電・FAX対応】

偶数月第3火曜日の13時から15時まで弁護士相談】

(イ) 車いす使用者のためのレクリエーション開催事業

車いす常用者の体力増強、交流や余暇利用等に資することを目的に、各種のレクリ

エーション活動を行う。

【3事業実施】

(ウ) 軽スポーツレクリエーション開催事業

障害を持つ方々の社会参加と健康維持増進及びボランティア等との連携の和を広げるにより、低迷化しつつある障害者の地域活動の活性化を図る。

【9月、秋田市、卓球バレー・フライングデスク】

③心のバリアフリー推進事業

(ア) 視覚障害者に関わる啓発・普及事業

視覚に障害のある方々への正しい知識や障害に対する理解を深めるため、各種の事業を行う。

【あんま・鍼・灸の奉仕活動を実施】

④特別促進事業

(ア) 車いす生活者社会生活行動訓練事業

車いす生活者で外出することが困難な方々や外出する機会が得られない方々にその場を設け、併せて車いす操作等の訓練や指導を行うことにより、車いす生活者の社会参加を促進する。

【県北・県南各地区1回開催】

(イ) 筋ジス者機能訓練事業

筋ジストロフィー症の方々に、社会生活上必要な知識の習得や意見、情報等の交換の場を設ける。

【年1回・訪問審査を開催】

(ウ) 身体障害者更生相談事業

身体障害者更生相談員を設置し、各種相談に応じ適切な指導や助言を行うことにより、身体障害者福祉の増進を図る。

【相談窓口の常設】

(エ) 身体障害者福祉活動推進事業

身体障害者のための障害者県地域生活支援事業を企画、推進する福祉活動推進員を設置する。

(オ) 秋田県身体障害者福祉大会開催事業

身体障害者及び関係者が一堂に会し障害者福祉への県民意識の高揚を図るとともに、併せて功労者の表彰を行うことにより、身体障害者福祉の向上と住みよい地域社

会づくりに寄与することを目的に開催する。

【7月、県立武道館】

(2) 第18回心いきいき芸術・文化祭開催事業

障害者が芸術・文化活動への参加を通して、障害者本人の生き甲斐や自信を創出し、障害者の自立と社会参加を促進するとともに、障害に対する県民の理解と認識を深めることを目的として開催する。

【11月、秋田拠点センターアルヴェ

美術工芸作品の展示、パフォーマンスステージほか】

(3) サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）研修事業

障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識や技能を有するサービス管理責任者等を養成するための研修を実施するとともに、研修に携わる講師等を養成する。

【指導者養成研修への派遣（3日・6名）：9月、埼玉県】

【相談・サビ管・児発管共通講義（2日）：10月、秋田市】

【サビ管・児発管共通講義（1日）：10月、秋田市】

【分野別講義及び演習（1分野2日間で5分野）：10～12月、秋田市】

(4) 障害者差別解消法理解促進事業

障害者差別解消法における「不当な差別的取扱の禁止」や「合理的配慮の提供」、ヘルプマーク・ヘルプカードといった「心のバリアフリー」の取組を広く県民に理解してもらうことで、障害のある方等が社会参加しやすい環境づくりの促進を図る。

【11月、秋田拠点センターアルヴェ

障害者差別解消法に関する講演会、障害疑似体験会】